

全員協議会説明資料

- ・ 使用料等改正案の概要について【総務課】

令和元年 8 月 30 日

清 水 町

使用料等改正案の概要

令和元年 8 月

審 議 項 目	教育・保育施設入所児童保護者負担金の改正について 幼稚園保育料の改正について	所 管 課	子育て支援課
---------	---	-------	--------

現 行 料 金	改 正 料 金 案	改 正 の 考 え 方
<p>【清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例】</p> <p>○1号認定保育料()内はひとり親等)</p> <p>1階層 生活保護世帯 0円 (0円)</p> <p>2階層 市町村民税非課税世帯 3,000円 (0円)</p> <p>3階層 市町村民税課税世帯 9,200円 (3,000円)</p> <p>○2号認定保育料()内はひとり親等)</p> <p>※保育標準時間認定子ども</p> <p>1階層 生活保護世帯 0円 (0円)</p> <p>2階層 市町村民税非課税世帯 3,000円 (0円)</p> <p>3階層 所得割48,600円未満 7,500円 (2,500円)</p> <p>4階層 同67,000未満 12,000円 (4,100円)</p> <p>5階層 同97,000未満 15,000円 (5,000円)</p> <p>6階層 同140,000未満 20,000円 (10,000円)</p> <p>7階層 同169,000未満 25,000円 (12,500円)</p> <p>8階層 同254,000未満 30,000円 (15,000円)</p> <p>9階層 同301,000未満 35,000円 (17,500円)</p> <p>10階層 同301,000以上 40,000円 (20,000円)</p> <p>※保育短時間認定子ども</p> <p>1階層 生活保護世帯 0円 (0円)</p> <p>2階層 市町村民税非課税世帯 3,000円 (0円)</p> <p>3階層 所得割48,600円未満 7,300円 (2,400円)</p> <p>4階層 同67,000未満 11,700円 (4,000円)</p> <p>5階層 同97,000未満 14,700円 (4,900円)</p> <p>6階層 同140,000未満 19,600円 (9,800円)</p> <p>7階層 同169,000未満 24,500円 (12,250円)</p> <p>8階層 同254,000未満 29,400円 (12,450円)</p> <p>9階層 同301,000未満 34,400円 (17,200円)</p> <p>10階層 同301,000以上 39,300円 (19,650円)</p>	<p>○1号認定保育料 0円</p> <p>○2号認定保育料 0円</p>	<p>○ 国の幼児教育無償化制度により、1号・2号認定(3歳以上)の子ども、3号認定(3歳未満)の子どものうち住民税非課税世帯に属する子どもの保育料を無料とする。</p> <p>※1号認定…教育標準時間(概ね4時間)認定の子ども(3~5歳)</p> <p>※2号認定…保育認定の3~5歳の子ども</p> <p>※3号認定…保育認定の0~2歳の子ども</p> <p>※保育標準時間認定… 11時間保育認定の子ども</p> <p>※保育短時間認定…8時間保育認定の子ども</p>

現行料金	改正料金案	改正の考え方																																																																																																																								
<p>○3号認定保育料()内はひとり親等) ※保育標準時間認定子ども</p> <table border="0"> <tr><td>1階層</td><td>生活保護世帯</td><td>0円 (0円)</td></tr> <tr><td>2階層</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>5,000円 (0円)</td></tr> <tr><td>3階層</td><td>所得割48,600円未満</td><td>10,000円 (3,500円)</td></tr> <tr><td>4階層</td><td>同67,000未満</td><td>17,000円 (6,000円)</td></tr> <tr><td>5階層</td><td>同97,000未満</td><td>23,000円 (8,000円)</td></tr> <tr><td>6階層</td><td>同140,000未満</td><td>32,000円 (16,000円)</td></tr> <tr><td>7階層</td><td>同169,000未満</td><td>40,000円 (20,000円)</td></tr> <tr><td>8階層</td><td>同254,000未満</td><td>48,000円 (24,000円)</td></tr> <tr><td>9階層</td><td>同301,000未満</td><td>56,000円 (28,000円)</td></tr> <tr><td>10階層</td><td>同301,000以上</td><td>64,000円 (32,000円)</td></tr> </table> <p>※保育短時間認定子ども</p> <table border="0"> <tr><td>1階層</td><td>生活保護世帯</td><td>0円 (0円)</td></tr> <tr><td>2階層</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>5,000円 (0円)</td></tr> <tr><td>3階層</td><td>所得割48,600円未満</td><td>9,800円 (3,400円)</td></tr> <tr><td>4階層</td><td>同67,000未満</td><td>16,700円 (5,800円)</td></tr> <tr><td>5階層</td><td>同97,000未満</td><td>22,600円 (7,800円)</td></tr> <tr><td>6階層</td><td>同140,000未満</td><td>31,400円 (15,700円)</td></tr> <tr><td>7階層</td><td>同169,000未満</td><td>39,300円 (19,650円)</td></tr> <tr><td>8階層</td><td>同254,000未満</td><td>47,100円 (23,550円)</td></tr> <tr><td>9階層</td><td>同301,000未満</td><td>55,000円 (27,500円)</td></tr> <tr><td>10階層</td><td>同301,000以上</td><td>62,900円 (31,450円)</td></tr> </table>	1階層	生活保護世帯	0円 (0円)	2階層	市町村民税非課税世帯	5,000円 (0円)	3階層	所得割48,600円未満	10,000円 (3,500円)	4階層	同67,000未満	17,000円 (6,000円)	5階層	同97,000未満	23,000円 (8,000円)	6階層	同140,000未満	32,000円 (16,000円)	7階層	同169,000未満	40,000円 (20,000円)	8階層	同254,000未満	48,000円 (24,000円)	9階層	同301,000未満	56,000円 (28,000円)	10階層	同301,000以上	64,000円 (32,000円)	1階層	生活保護世帯	0円 (0円)	2階層	市町村民税非課税世帯	5,000円 (0円)	3階層	所得割48,600円未満	9,800円 (3,400円)	4階層	同67,000未満	16,700円 (5,800円)	5階層	同97,000未満	22,600円 (7,800円)	6階層	同140,000未満	31,400円 (15,700円)	7階層	同169,000未満	39,300円 (19,650円)	8階層	同254,000未満	47,100円 (23,550円)	9階層	同301,000未満	55,000円 (27,500円)	10階層	同301,000以上	62,900円 (31,450円)	<p>○3号認定保育料()内はひとり親等) ※保育標準時間認定子ども</p> <table border="0"> <tr><td>1階層</td><td>生活保護世帯</td><td>0円 (0円)</td></tr> <tr><td>2階層</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>0円 (0円)</td></tr> <tr><td>3階層</td><td>所得割48,600円未満</td><td>9,500円 (3,300円)</td></tr> <tr><td>4階層</td><td>同67,000未満</td><td>16,200円 (5,700円)</td></tr> <tr><td>5階層</td><td>同97,000未満</td><td>21,800円 (7,600円)</td></tr> <tr><td>6階層</td><td>同140,000未満</td><td>30,500円 (15,250円)</td></tr> <tr><td>7階層</td><td>同169,000未満</td><td>38,000円 (19,000円)</td></tr> <tr><td>8階層</td><td>同254,000未満</td><td>45,500円 (22,750円)</td></tr> <tr><td>9階層</td><td>同301,000未満</td><td>53,200円 (26,600円)</td></tr> <tr><td>10階層</td><td>同301,000以上</td><td>61,000円 (30,500円)</td></tr> </table> <p>※保育短時間認定子ども</p> <table border="0"> <tr><td>1階層</td><td>生活保護世帯</td><td>0円 (0円)</td></tr> <tr><td>2階層</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>0円 (0円)</td></tr> <tr><td>3階層</td><td>所得割48,600円未満</td><td>9,300円 (3,200円)</td></tr> <tr><td>4階層</td><td>同67,000未満</td><td>15,900円 (5,500円)</td></tr> <tr><td>5階層</td><td>同97,000未満</td><td>21,400円 (7,400円)</td></tr> <tr><td>6階層</td><td>同140,000未満</td><td>29,900円 (14,950円)</td></tr> <tr><td>7階層</td><td>同169,000未満</td><td>37,300円 (18,650円)</td></tr> <tr><td>8階層</td><td>同254,000未満</td><td>44,600円 (22,300円)</td></tr> <tr><td>9階層</td><td>同301,000未満</td><td>52,200円 (26,100円)</td></tr> <tr><td>10階層</td><td>同301,000以上</td><td>59,900円 (29,950円)</td></tr> </table>	1階層	生活保護世帯	0円 (0円)	2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	3階層	所得割48,600円未満	9,500円 (3,300円)	4階層	同67,000未満	16,200円 (5,700円)	5階層	同97,000未満	21,800円 (7,600円)	6階層	同140,000未満	30,500円 (15,250円)	7階層	同169,000未満	38,000円 (19,000円)	8階層	同254,000未満	45,500円 (22,750円)	9階層	同301,000未満	53,200円 (26,600円)	10階層	同301,000以上	61,000円 (30,500円)	1階層	生活保護世帯	0円 (0円)	2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	3階層	所得割48,600円未満	9,300円 (3,200円)	4階層	同67,000未満	15,900円 (5,500円)	5階層	同97,000未満	21,400円 (7,400円)	6階層	同140,000未満	29,900円 (14,950円)	7階層	同169,000未満	37,300円 (18,650円)	8階層	同254,000未満	44,600円 (22,300円)	9階層	同301,000未満	52,200円 (26,100円)	10階層	同301,000以上	59,900円 (29,950円)	<p>○ 給食材料費について、国の制度においては保護者負担とするよう求められているが、本町においては子育て支援策の一環として、小学校就学前の子どもについて、給食材料費を無料とする。</p> <p>○ 現行の保育料については、給食材料費を加味した金額となっているため、給食材料費に相当する金額を除いた額に改正する。</p> <p>○ 1号認定と同様の考え方となるため、無料とし、当該条例を廃止する。</p> <p>○ 幼稚園給食費についても、保育施設と同様の考え方により、小学校就学前の子どもについて無料とする。</p>
1階層	生活保護世帯	0円 (0円)																																																																																																																								
2階層	市町村民税非課税世帯	5,000円 (0円)																																																																																																																								
3階層	所得割48,600円未満	10,000円 (3,500円)																																																																																																																								
4階層	同67,000未満	17,000円 (6,000円)																																																																																																																								
5階層	同97,000未満	23,000円 (8,000円)																																																																																																																								
6階層	同140,000未満	32,000円 (16,000円)																																																																																																																								
7階層	同169,000未満	40,000円 (20,000円)																																																																																																																								
8階層	同254,000未満	48,000円 (24,000円)																																																																																																																								
9階層	同301,000未満	56,000円 (28,000円)																																																																																																																								
10階層	同301,000以上	64,000円 (32,000円)																																																																																																																								
1階層	生活保護世帯	0円 (0円)																																																																																																																								
2階層	市町村民税非課税世帯	5,000円 (0円)																																																																																																																								
3階層	所得割48,600円未満	9,800円 (3,400円)																																																																																																																								
4階層	同67,000未満	16,700円 (5,800円)																																																																																																																								
5階層	同97,000未満	22,600円 (7,800円)																																																																																																																								
6階層	同140,000未満	31,400円 (15,700円)																																																																																																																								
7階層	同169,000未満	39,300円 (19,650円)																																																																																																																								
8階層	同254,000未満	47,100円 (23,550円)																																																																																																																								
9階層	同301,000未満	55,000円 (27,500円)																																																																																																																								
10階層	同301,000以上	62,900円 (31,450円)																																																																																																																								
1階層	生活保護世帯	0円 (0円)																																																																																																																								
2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)																																																																																																																								
3階層	所得割48,600円未満	9,500円 (3,300円)																																																																																																																								
4階層	同67,000未満	16,200円 (5,700円)																																																																																																																								
5階層	同97,000未満	21,800円 (7,600円)																																																																																																																								
6階層	同140,000未満	30,500円 (15,250円)																																																																																																																								
7階層	同169,000未満	38,000円 (19,000円)																																																																																																																								
8階層	同254,000未満	45,500円 (22,750円)																																																																																																																								
9階層	同301,000未満	53,200円 (26,600円)																																																																																																																								
10階層	同301,000以上	61,000円 (30,500円)																																																																																																																								
1階層	生活保護世帯	0円 (0円)																																																																																																																								
2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)																																																																																																																								
3階層	所得割48,600円未満	9,300円 (3,200円)																																																																																																																								
4階層	同67,000未満	15,900円 (5,500円)																																																																																																																								
5階層	同97,000未満	21,400円 (7,400円)																																																																																																																								
6階層	同140,000未満	29,900円 (14,950円)																																																																																																																								
7階層	同169,000未満	37,300円 (18,650円)																																																																																																																								
8階層	同254,000未満	44,600円 (22,300円)																																																																																																																								
9階層	同301,000未満	52,200円 (26,100円)																																																																																																																								
10階層	同301,000以上	59,900円 (29,950円)																																																																																																																								
<p>【清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例】 ○幼稚園保育料月額()内はひとり親等)</p> <table border="0"> <tr><td>1階層</td><td>生活保護世帯</td><td>0円 (0円)</td></tr> <tr><td>2階層</td><td>市町村民税非課税世帯</td><td>3,000円 (0円)</td></tr> <tr><td>3階層</td><td>市町村民税課税世帯</td><td>7,200円 (3,000円)</td></tr> </table>	1階層	生活保護世帯	0円 (0円)	2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円 (0円)	3階層	市町村民税課税世帯	7,200円 (3,000円)	<p>○幼稚園保育料月額 0円</p>																																																																																																																
1階層	生活保護世帯	0円 (0円)																																																																																																																								
2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円 (0円)																																																																																																																								
3階層	市町村民税課税世帯	7,200円 (3,000円)																																																																																																																								
<p>【清水町学校給食センター条例】 ○幼稚園給食費 125円/人・日</p>	<p>○幼稚園給食費 0円 (ただし、職員については従来通り)</p>																																																																																																																									

審 議 項 目	公衆浴場入浴料の改正について	所 管 課	町民生活課
---------	----------------	-------	-------

現 行 料 金			改 正 料 金 案			改 正 の 考 え 方
【清水町営公衆浴場条例】			○入浴料			○ 従来から、北海道公衆浴場入浴料金統制額に合わせて設定しているところであり、この度改正される見込みであることから、本町の入浴料も合わせて改正する。 ※ 8月9日に道審議会より、大人（12歳以上）の料金を10円値上げするという内容で答申があった。 ※ 道統制額の正式決定（9月告示、10月施行予定）があり次第、その額に合わせて改正する。
○入浴料			○入浴料			
12歳以上の者	1回券	440円	12歳以上の者	1回券	450円	
	回数券(11回綴)	4,400円		回数券(11回綴)	4,500円	
6歳以上12歳未満	1回券	140円	6歳以上12歳未満	1回券	140円	
	回数券(11回綴)	1,400円		回数券(11回綴)	1,400円	
3歳以上6歳未満	1回券	70円	3歳以上6歳未満	1回券	70円	
	回数券(11回綴)	700円		回数券(11回綴)	700円	
			(上記は現時点での改正予定額である。)			

大人入浴料 10円値上げ

道内公衆浴場 10月から実施へ



中野副知事（右）に答申書を提出する大原会長

道内公衆浴場の入浴料の値上げ幅を検討していた道公衆浴場入浴料金審議会（会長・大原昌明北星学園大教授）は9日、入浴料の上限額について、大人（12歳以上）を現在の440円から10円値上げし、450円とする答申書を道に提出した。道は近く値上げを正式に決定し、10月から実施する見通し。

値上げは5年ぶり。答申書は消費税増税などを理由に「値上げはやむを得ない」などとしている。6歳以上

12歳未満の上限額の140円、6歳未満の70円は据え置くとした。銭湯の入浴料は物価統制令で道が上限額を決めることになっている。

中野祐介副知事に答申書

を提出した大原会長は、北海道新聞の取材に「事業者は厳しい経営状況で、最低限の値上げは利用者の理解を得られるのではないかと話した。」

（犬飼裕一）

令和元年8月10日
道新（朝刊）

審 議 項 目	文化会館使用料の改正について	所 管 課	社会教育課
---------	----------------	-------	-------

現 行 料 金				改 正 料 金 案				改 正 の 考 え 方
【清水町文化会館条例】 別表1の2 附属設備使用料				【清水町文化会館条例】 別表1の2 附属設備使用料				○改修工事に伴い附属設備の撤去、新設、名称変更等が生じるため、料金設定の廃止・新設等を行う。
種別	品名	単位	使用料	種別	品名	単位	使用料	
舞 台 設 備	所作台	式	2,100円	舞 台 設 備	所作台	式	2,100円	
	花道所作台	式	520円		花道所作台	式	520円	
	平台(3尺)	台	100円		平台(3尺)	台	100円	
	平台(4尺)	台	100円		平台(4尺)	台	100円	
	平台(6尺)	台	100円		平台(6尺)	台	100円	
	松羽目	式	730円		松羽目	式	730円	
	竹羽目	式	730円		竹羽目	式	730円	
	反射板	式	3,150円		反射板	式	3,150円	
	金屏風	双	1,050円		金屏風	双	1,050円	
	もうせん	枚	100円		もうせん	枚	100円	
	地がすり	枚	310円		地がすり	枚	310円	
	紗幕	枚	520円		紗幕	枚	520円	
	上敷(12尺)	本	100円		上敷(12尺)	本	100円	
	上敷(18尺)	本	100円		上敷(18尺)	本	100円	
	上敷(30尺)	本	100円		上敷(30尺)	本	100円	
	箱足	台	50円		箱足	台	50円	
	高座用座布団	枚	50円		高座用座布団	枚	50円	
	開き足	台	50円		開き足	台	50円	
	大太鼓	台	730円		大太鼓	台	730円	
	人形立	本	50円		人形立	本	50円	
指揮者台	台	210円	指揮者台	台	210円			
指揮者用譜面台	台	100円	指揮者用譜面台	台	100円			
演奏者用譜面台	台	50円	演奏者用譜面台	台	50円			
ひな段	式	310円	ひな段	式	310円			
長座布団	枚	50円	長座布団	枚	50円			
演壇	式	630円	演壇	式	630円			
めくり台	台	100円	めくり台	台	100円			

現行料金				改正料金案				改正の考え方
種別	品名	単位	使用料	種別	品名	単位	使用料	
舞台 設備	譜面灯	台	50円	舞台 設備	譜面灯	台	50円	
	ピアノ	式	5,250円		ピアノ	式	5,250円	
	平台(2尺)	台	100円		平台(2尺)	台	100円	
	変形平台	台	100円		変形平台	台	100円	
	銀屏風	双	1,050円		銀屏風	双	1,050円	
	上敷	本	100円		上敷	本	100円	
照明 設備	照明調光本機	式	3,150円	照明 設備	照明操作卓	式	3,150円	
	フットライト	式	730円		フットライト	式	730円	
	花道フットライト	式	310円		花道フットライト	式	310円	
	アッパーホリゾンライト	式	1,050円		アッパーホリゾンライト	式	1,050円	
	ローアホリゾンライト	式	840円		ローアホリゾンライト	式	840円	
	ボーダーライト	列	730円		ボーダーライト	列	730円	
	シーリングスポットライト	台	210円		シーリングスポットライト	台	210円	
	ピンスポットライト	台	1,050円		ピンスポットライト	台	1,050円	
	サスペンションスポットライト	台	210円		サスペンションスポットライト	台	210円	
	フロントサイドスポットライト	台	210円		フロントサイドスポットライト	台	210円	
	タワースポットライト	台	210円		タワースポットライト	台	210円	
	フットスポット	台	100円		フットスポット	台	100円	
	ベビースポット	台	100円		ベビースポット	台	100円	
	スポットライト(1KW)	台	210円		(削 除)			
	スポットライト(500W)	台	100円		(削 除)			
	固定タワー	対	520円		固定タワー	対	520円	
	トーマタルタワー	対	520円		トーマタルタワー	対	520円	
	アームスタンド	台	210円		アームスタンド	台	210円	
	スタンド	台	100円		スタンド	台	100円	
	エフェクトマシン	台	730円		エフェクトマシン	台	730円	
	ダブルマシン	台	520円		ダブルマシン	台	520円	
	リップルマシン	台	210円		リップルマシン	台	210円	
	先玉	台	210円		先玉	台	210円	
	オーバーヘッドマシン	台	840円		オーバーヘッドマシン	台	840円	
	スポックス	台	100円		(削 除)			
	ミラーボール	台	730円		ミラーボール	台	730円	
	オーロラマシン	台	730円		オーロラマシン	台	730円	
ファイヤードラム	台	730円	ファイヤードラム	台	730円			

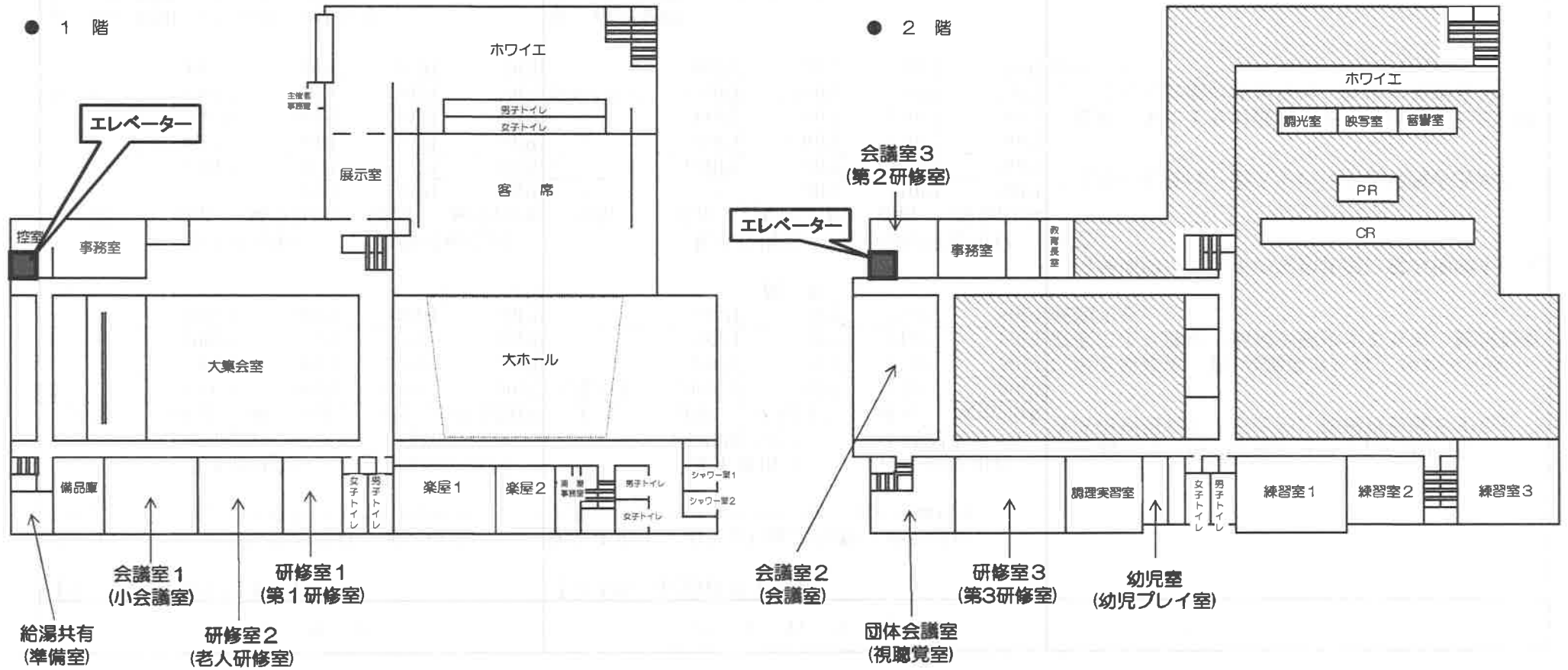
現行料金				改正料金案				改正の考え方
種別	品名	単位	使用料	種別	品名	単位	使用料	
照明設備	スポットライト (2KW)	台	420円	照明設備	(削 除)			
	ストリップライト (3尺)	台	100円		(削 除)			
	ストリップライト (6尺)	台	210円		(削 除)			
	ピンカッター	台	520円		ピンカッター	台	520円	
	星球	式	520円		星球	式	520円	
放送設備	場内拡声装置	式	3,150円	放送設備	音響調整卓 (袖調整卓含む)	式	3,150円	
	レコードプレーヤー	台	1,050円		プレーヤー	台	1,050円	
	テープレコーダー	台	1,050円		レコーダー	台	730円	
	カセットテープレコーダー	台	730円		有線マイク	本	520円	
	ポータブルテープレコーダー	台	730円		エアーマニターマイク	式	520円	
	マイク (A)	本	520円		(削 除)			
	マイク (B)	本	520円		ワイヤレスマイク	本	1,050円	
	エアーマニターマイク	式	520円		(削 除)			
	エレベーターマイク	本	1,570円		モニタースピーカー	台	520円	
	ワイヤレスマイク	本	1,050円		ポータブルミキサー	台	1,050円	
	エコーマシン	台	520円		(削 除)			
	モニタースピーカー	台	520円		スクリーン	式	520円	
	ポータブルミキサー	台	1,050円		3点吊装置	式	1,570円	
	16mm映写機	式	2,100円		ステージスピーカー	台	1,050円	
	スクリーン	式	520円		持込器具電気使用料	1 KW	100円	
	3点吊装置	式	1,570円		マイクスタンド	台	100円	
	ステージスピーカー	台	1,050円					
	持込器具電気使用料	1 KW	100円					

現 行 料 金				改 正 料 金 案				改 正 の 考 え 方
別表1の3 暖房使用料 (通常利用) 別表2の2 暖房使用料 (減免団体利用)				別表1の3 冷暖房使用料 (通常利用) 別表2の2 冷暖房使用料 (減免団体利用)				○改修工事により練習室3に冷房設備が設置されるため、暖房使用料を冷暖房使用料に改め、併せて冷房期間を設ける。
1時間当たり				1時間当たり				
	区分	通常	減免団体		区分	通常	減免団体	
1階	大ホール	1,570円	230円	1階	大ホール	1,570円	230円	
	ホワイエ	1,050円	150円		ホワイエ	1,050円	150円	
	楽屋1	210円	50円		楽屋1	210円	50円	
	楽屋2	210円	50円		楽屋2	210円	50円	
	展示室	210円	50円		展示室	210円	50円	
	シャワー室1	50円	50円		シャワー室1	50円	50円	
	シャワー室2	50円	50円		シャワー室2	50円	50円	
	主催者事務室	50円	50円		主催者事務室	50円	50円	
楽屋事務室	50円	50円	楽屋事務室	50円	50円			
2階	ホワイエ	210円	50円	2階	ホワイエ	210円	50円	
	練習室1	210円	50円		練習室1	210円	50円	
	練習室2	210円	50円		練習室2	210円	50円	
	練習室3	210円	50円		練習室3	210円	50円	
※暖房期間…11月1日～4月30日				※暖房期間…11月1日～4月30日 ※冷房期間…5月15日～10月15日				

審 議 項 目	中央公民館使用料の改正について	所 管 課	社会教育課
---------	-----------------	-------	-------

現 行 料 金					改 正 料 金 案					改 正 の 考 え 方
【清水町公民館使用条例】					【清水町公民館使用条例】					<p>○準備室は、給湯設備があり全館貸切の場合を除き共用利用を要するため、使用料を廃止する。</p> <p>○第2研修室（新 会議室3）は、エレベーター設置により部屋の面積が減少するため、使用料を減額する。</p> <p>○冷房期間は、近年の気象状況に鑑み期間を拡大する。</p> <p>○部屋の名称は、老人といった表現等を改める。</p> <p>○改修工事により会議室（新 会議室2）に設置される冷房設備の使用料は、既定の冷暖使用料が適用される。</p>
別表1の1 中央公民館使用料（通常利用） 別表2の1 中央公民館使用料（減免団体利用）					別表1の1 中央公民館使用料（通常利用） 別表2の1 中央公民館使用料（減免団体利用）					
	基本使用料 （1時間当たり）		冷暖房使用料 （1時間当たり）			基本使用料 （1時間当たり）		冷暖房使用料 （1時間当たり）		
<1階>	通常	減免団体	通常	減免団体	<1階>	通常	減免団体	通常	減免団体	
大集会室	1,950円	290円	630円	90円	大集会室	1,950円	290円	630円	90円	
小会議室	390円	50円	210円	50円	会議室1	390円	50円	210円	50円	
老人研修室	390円	50円	210円	50円	研修室2	390円	50円	210円	50円	
第1研修室	260円	50円	210円	50円	研修室1	260円	50円	210円	50円	
準備室	130円	50円	100円	50円	（ 削 除 ）					
	基本使用料		冷暖房使用料			基本使用料		冷暖房使用料		
<2階>	通常	減免団体	通常	減免団体	<2階>	通常	減免団体	通常	減免団体	
第2研修室	390円	50円	210円	50円	会議室3	350円	50円	210円	50円	
第3研修室	650円	90円	210円	50円	研修室3	650円	90円	210円	50円	
会議室	910円	130円	310円	50円	会議室2	910円	130円	310円	50円	
幼児プレイ室	260円	50円	210円	50円	幼児室	260円	50円	210円	50円	
調理実習室	650円	90円	210円	50円	調理実習室	650円	90円	210円	50円	
視聴覚室	390円	50円	210円	50円	団体会議室	390円	50円	210円	50円	
※ 冷房期間…6月15日～9月15日 ※ 暖房期間…11月1日～4月30日					※ 冷房期間…5月15日～10月15日 ※ 暖房期間…11月1日～4月30日					

清水町文化センター(中央公民館)の会議室名称変更等



※()書は旧名称である。

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
1	負担金	常設保育所保育料 教育・保育施設入所児童保護者負担金	子育て支援	<p>国の子ども・子育て支援法の施行に係わる議論経過を受け、適正な保育料の検討を行う。</p>	H25 据え置き	改正	<p>※令和元年10月より改正</p> <p>国の幼児教育無償化制度により、1号・2号認定子どもの利用者負担(保育料)を無償化する。併せて、3号認定子どものうち、住民税非課税世帯の利用者負担(保育料)も無償化する。 給食材料費については、本町の子育て支援策として、小学校就学前の子どもについて無料とし、3歳未満の住民税課税世帯の保育料については、給食費相当分を差し引いた額で設定する。</p> <p>なお、年齢区分の基準については、国の制度に合わせて4月1日現在の年齢により判断するよう改正することとし、来年4月に施行する。</p>
				<p>保育料基準額表は据え置き、町長公約により、保育所に兄弟姉妹が入所している場合に第2子から無料とする。</p>	H26 改正		
				<p>国の保育料算定基準が、所得税から住民税所得割を用いることに改正され、更に、保育時間に応じた区分が設けられたことから、国の基準に準じて保育料基準額表を改正した。</p> <p>第2子以降の無料化について、就学前児童のうち第2子以降から、小学3年生以下児童のうち第2以降に拡充した。</p> <p>第2子以降の無料化について、入所児童の兄・姉の年齢制限を廃止した。</p>	H27 改正 H28 改正		
				<p>ひとり親世帯における第1子の保育料について、保育料表の額から半額とする。</p> <p>御影保育所をH31より認定こども園とすることから、現行の常設保育料(2号・3号認定)に加え、1号認定の保育料を設定するもの。1号認定については、幼稚園保育料をベースに給食費を加味した額に設定。</p> <p>今後の国の動向として、H31年度中に3歳以上の無料化が予定されている。</p>	H31 改正		
2	負担金	一時保育保護者負担金	子育て支援	管内では上位にある。	H25 据え置き	据置	<p>国の政策で幼児教育の段階的な負担軽減が行われている中であること、町が子育て世帯の負担軽減を進めている中であることから、今回は据置とする。</p>
				町長公約及び管内状況を考慮により1時間300円に引き下げ。	H25.7月 改正		
				使用料等改正は、収支コストや管内状況等を基に3年毎に見直しを行っており、次回平成28年度見直しの際に消費税増分も含めた全体の収支コスト等で検討する。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25~31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
3	負担金	学童クラブ保育料	子育て支援	実行プランでは料金徴収を示しているが、町長の任期中は少子化対策として有料化を見送る。	H25 見送り	据置	子育て世帯の負担軽減のため、無料を継続する。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 見送り		
4	負担金	給食費(学校)	学校教育	十勝管内での給食費改定予定は無く、急激な食材の価格上昇は見込まれない。	H25 据え置き	据置	物流費を含めた物価上昇が現れているが、管内では給食費の無償化や高騰分の食材費購入助成をしている状況がある。軽減税率が適用され、増税を理由に改定するところはないため、今回は据置とし、管内情勢を見極めながら引き続き検討する。(幼稚園給食費については、項目16「幼稚園保育料」において一括して検討。)
				第2子無料化といった子育て支援策を進めていること、食材単価そのものの高騰といった消費税増税以外の要素もあることから、今回は据え置きとし、次回3年毎見直しの平成28年度で検討とする。賄材料費の3%増税分は歳出増で対応する。	H26 据え置き		
5	使用料	行政財産使用料	総務	道の占有料を参考。自動販売機は、費用算定に係る外的な要因に変動がないため。	H25 据え置き	据置	道路占用料徴収条例と同額とするため、今回は据置とする。
				・電柱等と郵便差出箱の設置 道路占用料徴収条例と同額としており、据え置き。 ・自動販売機の設置 要綱で定めているが、費用算定に係る外的要因に大きな変動がないため据え置き。 ・土地(1カ月未満使用)と建物の目的外使用 「算出した額に100分の105を乗じて得た額」を「算出した額に消費税等相当額を加えて得た額」に改正する。	H26 改正		
				・郵便差出箱の設置 道路占用料徴収条例と同額としており、据え置き。	H30 据え置き		
6	使用料	各地域集会場等使用料	町民生活	現行どおり無料、町内会等の地域住民活動での利用が目的である。	H25 見送り	据置	地域住民活動での利用を目的としており、営利目的等の利用は認めていないため、据置とする。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 見送り		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
7	使用料	公衆浴場入浴料	町民生活	北海道公衆浴場入浴料金の統制額改正予定がないため。	H25 据え置き	改正	北海道公衆浴場入浴料金統制額の改正が予定されているため、それに合わせて改正する。 (12歳以上の者について、10円引き上げる予定。)
				使用料等改正は、収支コストや管内状況等を基に3年毎に見直しを行っており、次回平成28年度見直しの際に消費税増分も含めた全体の収支コスト等で検討する。 北海道公衆浴場入浴料金の統制額改正予定がないため、据え置き。	H26 据え置き		
				北海道公衆浴場入浴料金統制額の改正(H26. 8. 11施行)に合わせて、H27. 4. 1より改正。 【改正内容】 ・12歳以上(1回) 420円から440円に引き上げ ・12歳以上(回数券)4,200円から4,400円に引き上げ ※6歳以上12歳未満、3歳以上6歳未満の料金は据え置き	H27 改正		
8	使用料	公衆浴場サウナマット使用料	町民生活	サウナマットリース料金が変わらないため。	H25 据え置き	据置	サウナマットリース料金が27円から27.5円となるが、30円以下のため、据置とする。
				サウナマットリース料金が26.25円から27円となるが、30円以下のため、据え置き。	H26 据え置き		
9	使用料	葬斎場使用料	町民生活	管内的に町民は無料となっている。	H25 見送り	据置	管内の過半数(10町村)は町民利用も有料ではあるが、住民サービスの継続として据置とする。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 見送り		
10	使用料	墓地使用料	町民生活	造成費用を基に使用料を定めているため。	H25 据え置き	据置	造成費用を基に使用料を定めているため。
				造成費用を基に使用料を定めているため、据え置き。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25~31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
11	使用料	各福祉館等使用料	保健福祉	農事組合等免除団体の利用で料金設定の効果が期待できないため。	H25 見送り	据置	地域の生活改善、保健衛生、一般研修、児童の健全育成、高齢者の憩の場などに便宜を与えることを目的としているため、引き続き無料とする。
				免除団体の利用のみで、料金設定の効果が期待できない。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 見送り		
12	使用料	老人福祉センター使用料	保健福祉	免除団体の利用で料金設定の効果が期待できないため。	H25 見送り	据置	現状は65歳以上の町民、ボランティア団体等の免除団体の利用であり、町内高齢者の福祉増進を目的としていることから、引き続き無料とする。
				免除団体の利用で料金設定の効果が期待できないため。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 見送り		
13	使用料	保健福祉センター使用料	保健福祉	免除団体の利用で料金設定の効果が期待できないため。	H25 見送り	据置	町民の健康増進や福祉の向上を目的としており、福祉関係団体の免除団体や子育て事業の利用であるため、引き続き無料とする。
				免除団体の利用で料金設定の効果が期待できないため。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 見送り		
14	使用料	さわやかプラザトレーニング機器等使用料	保健福祉	H24に一般半年券を値下げ改正している。	H25 据え置き	据置	トレーニング機器の維持管理経費を元に料金を設定しているところであり、現状では一定程度の経費を賄える状況にある。ある程度の料金設定があったほうが、機器を大切に使用してもらえるといった効果も期待できるため、据え置きとする。
				利用者の増加とともに収入も増加してきている。 使用料等改正は、収支コストや管内状況等を基に3年毎に見直しを行っており、次回平成28年度見直しの際に消費税増分も含めた全体の収支コスト等で検討する。	H26 据え置き		
15	使用料	屋内ゲートボール場使用料	保健福祉 御影支所	H22に65歳以上の利用者の無料化している。	H25 据え置き	据置	(福祉) 現状65歳以上の通年利用(無料)しかなく、収入はない。今回は据置とする。 (御影) 利用者のほとんどが65歳以上の町民・少年団(無料)となっており、料金を改正する意義がほとんど無いと考えられるため、据置とする。

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
16	使用料	幼稚園保育料	子育て支援	国の子ども・子育て支援法の施行に係わる議論経過を受け、適正な保育料の検討を行う。	H25 据え置き	改正	※令和元年10月より改正 国の幼児教育無償化制度により、1号認定子どもの利用者負担(保育料)を無償化する。 給食費については、本町の子育て支援策として、小学校就学前の子どもについて無料とする。
				幼稚園保育料基準額表は据え置き、町長公約により、幼稚園に兄弟姉妹が入所している場合に第2子から無料とする。	H26 改正		
				国の保育料算定基準の改正されたことから、住民税所得割による階層区分を設ける改正をした。	H27 改正		
				第2子以降の無料化について、就学前児童のうち第2子以降から、小学3年生以下児童のうち第2以降に拡充した。	H28 改正		
				第2子以降の無料化について、入所児童の兄・姉の年齢制限を廃止した。			
				ひとり親世帯における第1子の保育料について、保育料表の額から半額とする。			
17	使用料	幼稚園預かり保育料	子育て支援	町長公約により預かり保育事業を開始。保育所一時保育料と同額の1時間300円で新設。	H25.7月 新設	据置	国の政策で幼児教育の段階的な負担軽減が行われている中であること、町が子育て世帯の負担軽減を進めている中であることから、今回は据置とする。
				H25年7月に減額改正しており、据え置き。3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
18	使用料	畜産研修センター使用料	農林	施設の状態等から現状の金額が妥当。	H25 据え置き	据置	施設の老朽化等が進んでいるため、据置とする。
				施設の状態等から現状の金額が妥当。3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
19	使用料	牧場使用料	農林	管内・道内でも上位の料金設定となっており、使用料で運営費(起償償還額を除く)を賄える状況である。	H25 据え置き	据置	今回の増税や肥料代、飼料費等の必要経費が大きくなっていることから、値上げを検討したところであるが、管内的に上位の金額である状況で値上げをすることは難しいと判断し、今回は据え置きとし、次期見直しの際に、管内の状況や物価状況等を勘案し、料金改定を検討する。
				管内・道内でも上位の料金設定となっており、使用料で運営費(起償償還額を除く)を賄える状況である。 使用料等改正は、収支コストや管内状況等を基に3年毎に見直しを行っており、次回平成28年度見直しの際に消費税増分も含めた全体の収支コスト等で検討する。	H26 据え置き		
20	使用料	農業用水使用料	水道	収入が経費を上回る状況である。今後、メーター交換などの費用負担が発生するが一時的な負担である。	H25 据え置き	据置	H28災害以降、地下水への切り替えも見られ使用料収入が減少し回復には至っていない状況ではあるが、農家負担や水道料金との均衡を考慮し据置とする。
				収入が経費を上回る状況であり、今後、メーター交換などの費用負担が発生するが一時的な負担である。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
21	使用料	肥培用水使用料	水道	御影農業用水と目的が同じであることから、同様に据え置き。	H25 据え置き	据置	農業用水使用料と目的が同じであることから、同様に据置とする。
				農業用水と目的が同じであることから、同様に据え置き。	H26 据え置き		
22	使用料	湿潤かんがい使用料	水道	H23の経費回収率は80.6%であり、今後、施設の一部休止などにより維持経費の節減が見込まれ回収率は90%を超える見込みである。	H25 据え置き	据置	農業用水使用料と目的が同じであることから、同様に据置とする。
				農業用水と目的が同じであることから、同様に据え置き。	H26 据え置き		
				議員より湿潤用水使用料(熊牛地区)と農業用水使用料(御影地区)の料金体系に不均衡が生じていないかとの話があり、検討項目とする。1戸当たり平均耕作面積及び使用水量から算出した年間使用料に大きな差は生じていないことから、据え置き。	H27 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
23	使用料	上水道使用料	水道	現在は管内9番目の料金で、H23の経費回収率は136.4%となり資金残高も増加しつつあり、今後も安定した経営が可能である。	H25 据え置き	据置	H30の経費回収率は約96%であるが、損益勘定留保資金や現金は増加しており、今後も安定した経営が見込まれるため据置とする。 なお、策定済みである施設更新計画を基に今後の投資コストを検証算定し、次期見直しの際に改定の有無について判断する。
				料金は管内9番目で、H25経費回収率見込みは100%超で、資金残高も増加している。今後も安定した経営が可能である。 使用料等改正は、収支コストや管内状況等を基に3年毎に見直しを行っており、次回平成28年度見直しの際に消費税増分も含めた全体の収支コスト等で検討する。	H26 据え置き		
24	使用料	公共下水道使用料	水道	現在は管内3番目の料金で、H23の経費回収率は71.3%であるが、H25をピークに企業債償還金が減少することなどから据え置く。	H25 据え置き	据置	一般会計からの繰入はあるものの、損益勘定留保資金や現金は増加している。よって今回は据置とし、ストックマネジメント計画策定後に今後の投資コストを再算定し、次期見直しの際に改定の有無について判断する。
				料金は管内3番目であり、H25経費回収率見込みは68%となっているが、H25をピークに企業債償還金が減少する。 使用料等改正は、収支コストや管内状況等を基に3年毎に見直しを行っており、次回平成28年度見直しの際に消費税増分も含めた全体の収支コスト等で検討する。	H26 据え置き		
25	使用料	集落排水使用料	水道	H23の経費回収率は80.8%であるが、公共下水道料金と同一設定。	H25 据え置き	据置	下水道使用料は町内均一であることが理想と考えるため据置とする。
				料金は管内で1番高く、H25会費回収率見込みは85%となっているが、公共下水道と同一料金としたいため、据え置き。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
26	使用料	道路占用料	建設	北海道条例に準拠しており、北海道の改正予定がないため。	H25 据え置き	据置	管内においては、約半数の自治体が北海道道路占用料徴収条例に準拠し改正している経過があるが、近隣での改定予定は無く、西部地区としての均衡調整や劇的な収入減の懸念も鑑み、今回は据置とする。
				土地占用(1カ月未満)の場合について改正する。 「算出した合計額に100分の105を乗じて得た額」を「算出した合計額に消費税等相当額を加えて得た額」に改正する。	H26 改正		
				基本は北海道に準じた使用料としていくが、十勝管内の全ての市町村が準拠している状況ではないことから据え置く。	H28 据え置き		
				基本は北海道に準じた使用料としていくが、十勝管内の全ての市町村が準拠している状況ではないことから据え置く。 3年毎見直しで検討する。	H30 据え置き		
27	使用料	敷地使用料(河川)	建設	北海道条例に準拠しており、北海道の改正予定がないため。	H25 据え置き	据置	道路占用料と同様の主旨により、今回は据置とする。
				流水占用料、土地占用料(1カ月未満占用)、採取料について改正する。 「算定して得た額に100分の105を乗じて得た額」を「算定して得た額に消費税等相当額を加えて得た額」に改正する。	H26 改正		
				基本は北海道に準じた使用料としていくが、十勝管内の全ての市町村が準拠している状況ではないことから据え置く。	H28 据え置き		
				基本は北海道に準じた使用料としていくが、十勝管内の全ての市町村が準拠している状況ではないことから据え置く。 3年毎見直しで検討する。	H30 据え置き		
28	使用料	住宅使用料	建設	国の基準が変更となった場合改正するため。	H25 据え置き	据置	国の基準に準拠しているため。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
29	使用料	清水公園使用料	建設	近隣町村では中間的な料金である。レストハウスに伴う使用料以外なし。	H25 据え置き	据置	行政財産使用料の算定根拠に基づいており、消費税の影響を受けない計算となっているため。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
30	使用料	清水公園ボート施設使用料	建設	受付委託料等の支出に対して約1.3倍の収入がある。	H25 据え置き	据置	管理委託料と相殺できる適当な金額であるため、据置とする。
				受付委託料等の支出に対して約1.6倍の収入がある。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
31	使用料	パークゴルフ場使用料	建設 社会教育	管内状況をみると費用対効果を考え無料化に移行している。	H25 据え置き	据置	H27より無料としており、町民の健康増進のためにも現行どおり無料とする。
				町民に対する料金は管内標準的な料金で町外者に対する料金は最高水準である。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
				管内状況は料金徴収委託費用との費用対効果等により無料化に移行する傾向にあること、本町においても清水公園では委託料が使用料収入を上回っていること(H25決算)から、H27. 4. 1より町民・町民以外とも無料化した。	H27 改正		
32	使用料	体育館使用料	社会教育	過去2回の増額改定行い料金収入は増えているが、利用者人数が減少してきており利用団体数も停滞している。第1競技場と第2競技場の使用料格差により一部不満が出ており、料金改定により更に格差が生じることになるため。	H25 据え置き	据置	施設の老朽化や利用状況を考え改正しない。減免団体についても、会員減少等による利用団体の負担を考慮し、改正しない。
				消費税増税分の改正に伴う増収は僅かである。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
33	使用料	学校体育施設使用料	社会教育	施設の運用状況等から料金改定しない。	H25 据え置き	据置	施設の利用状況等(主に少年団等使用)から料金改正はしない。
				体育館の各室の使用料に順じ、据え置き。	H26 据え置き		
34	使用料	水泳プール使用料	社会教育	施設の老朽化や利用状況等を考え料金改定しない。	H25 据え置き	据置	施設の利用状況等(主に少年団、学校授業等使用)から料金改正はしない。
				体育館の各室の使用料に順じ、据え置き。	H26 据え置き		
35	使用料	柔道場使用料	社会教育	施設の老朽化や利用状況等を考え料金改正しない。	H25 据え置き	据置	施設の老朽化や利用状況(主に少年団等使用)を考慮し料金改正しない。
				体育館の各室の使用料に順じ、据え置き。	H26 据え置き		
36	使用料	多目的広場 (有明・御影)	社会教育	施設の運用状況等から料金改正しない。	H25 据え置き	据置	施設の利用状況等(主に少年団等使用)から料金改正はしない。
				体育館の各室の使用料に順じ、据え置き。	H26 据え置き		
37	使用料	野外スポーツ施設 (野球場)	社会教育	施設の運用状況等から料金改正しない。	H25 据え置き	据置	利用団体の活動維持を考慮し据置とする。
				体育館の各室の使用料に順じ、据え置き。	H26 据え置き		
				※テニスコートH26より廃止			
38	使用料	農業研修会館使用料	社会教育	施設の運用状況等から料金改正しない。	H25 据え置き	据置	施設の老朽化や利用状況等を考え、料金改正しない。減免団体についても、会員減少等による利用団体の負担を考慮し、改正しない。
				消費税増税分の改正に伴う増収は僅かである。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
39	使用料	アイスアリーナ使用料	社会教育			据置	管内(帯広市・浦幌町)の施設使用料と比較しても一番高く、改正による町内利用者の影響も考慮し改正しない。
40	使用料	文化会館使用料	社会教育	増額改正により文化団体等の活動が低迷していくことが考えられる等のため。	H25 据え置き	改正	改修工事により冷房装置が設置された部屋があることから、「暖房使用料」を「冷暖房使用料」と改正し、期間を設定。 更に、附属設備の一部が更新されたことから、附属設備使用料の一部を改正する。
				消費税増税分の改正に伴う増収は僅かである。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
41	使用料	公民館使用料 (中央・御影)	社会教育 御影支所	増額改正により社会教育関係団体の活動が低迷していくことが考えられる等のため。	H25 据え置き	(中央) 改正	使用料の徴収による専有利用により施設運営に支障をきたす準備室の料金をなくす。 改修工事により面積が減少となる第二研修室の料金を改正する。 冷房期間を通気実態と合わせて2ヶ月拡大し、5/15～10/15までに改正する。 部屋の名称を施設の構造実態と合わせたものに改正する。
				消費税増税分の改正に伴う増収は僅かである。 3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
42	使用料	少年自然の家使用料	社会教育	他の宿泊研修施設と比較して適正であると考えられるため。	H25 据え置き	据置	施設の設備状況や、増税の影響額がわずかであることを勘案し、改正を見送る。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
43	使用料	剣の郷創造館使用料	社会教育	地域利用が主であり、使用料を伴う貸出しがないため。	H25 据え置き	据置	増税の影響はわずかであることと、縮小傾向にある社会教育関係団体の活動維持のため改正を見送る。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
44	使用料	きたくま文化蔵使用料	社会教育	郷土作家の作品維持管理をしている施設であり、体育施設も地域の利用しかなく、使用料を伴う貸出しがないため。	H25 据え置き	据置	施設の老朽化や利用状況、利用目的等を踏まえ、現行の料金で据置とする。 (今後の施設の在り方について、検討する。)
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
45	使用料	世代間交流センター使用料(屋内ゲートボール場を除く)	御影支所	国民負担が益々強いられてくる社会環境の中にある。	H25 据え置き	据置	施設の老朽化や利用状況、利用目的等を踏まえ、現行の料金で据置とする。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
46	使用料	農村環境改善センター使用料	御影支所	国民負担が益々強いられてくる社会環境の中にある。	H25 据え置き	据置	施設の老朽化や利用状況を考え改正しない。減免団体についても、会員減少等による利用団体の負担を考慮し、改正しない。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
47	使用料	町民バス利用料	学校教育	道路運送法により有償運送は原則認められていない。	H25 見送り	据置	道路運送法第78条により、町民バスは有償運行できないため。 法律により制限されており、町で検討する余地がないことから、次回以降、検討項目から削除する。
				道路運送法により有償運送は原則認められていない。	H26 見送り		
48	手数料	戸籍、印鑑登録、埋火葬証明、住民登録関係手数料	町民生活	管内状況とほぼ近似しており据え置く。	H25 据え置き	据置	(戸籍等) 管内市町村と比較しても安価なほうではなく、戸籍関係については国の標準手数料を採用していることから、今回は据置とする。
		図根点等閲覧、地籍図等謄写関係手数料	総務	3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。ただし、国の標準手数料政令が改正された場合には準拠する。	H26 据え置き		(図根点等) 改定する外的、内的要因に変動がない。 管内的にも平均的な料金設定である。
		固定資産課税台帳閲覧、所得証明等手数料	税務				(固定資産課税台帳閲覧等) 管内状況を比較してもほぼ近似しているため、据え置く。

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
49	手数料	狂犬病予防対策及び登録事務手数料	町民生活	全道統一の料金設定。	H25 据え置き	据置	道より権限委譲後、管内においては改正されていない。 人件費を除くと歳出額は小さいため据置とする。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
50	手数料	一般廃棄物許可手数料	町民生活	管内でも高い方であり、当面は現行どおり。	H25 据え置き	据置	管内でも高いほうであるため、据置とする。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
51	手数料	ごみ処理手数料	町民生活	近年、単身世帯の増加に伴い5リットル袋の要望が出ている。管内でも5リットル袋の採用が増えている。上記により5リットル料金を新設。	H25 改正	据置	H31.4より改正済みのため、今回は据置とする。
				将来的に広域組織(十勝環境複合事務組合)へ加入する方向であり、その時点まで据え置き。	H26 据え置き		
				構内混雑の解消等のため、担当課より清掃センター直接搬入個人を60円/10kgから120円/10kgに引き上げ提案があったが、ごみ袋料金を据え置きし、直接搬入個人だけを引き上げすることは、旭山地区の直接搬入住民への影響や経費増が引き上げ根拠にならないため、据え置き。	H27 据え置き		
				事業系一般廃棄物処理手数料について、中継方式を採用することから、120円/10kgを290円/10kgに改正する。	H31 改正		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25~31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
52	手数料	し尿処理料	町民生活	料金改正による増収分が収集委託料に連動し、実質的に収入増とならないため見送る。	H25 据え置き	据置	し尿処理委託料と同程度の収入見込みとなるよう改正を検討したところであるが、生活インフラに直結したものであるとともに、下水道料金を据え置くこととしていることから、今回は据え置きとし、下水道料金と同時期に改正するよう検討を進める。
				料金改正による増収分が収集委託料に連動し、実質的に収入増とならないため、据え置き。 コスト増大は理解できるが、消費税増税を理由に引上げすることは困難であり、据え置き。	H26 据え置き H28 据え置き		
				戸数が減少し収集コストが上昇している中、手数料と委託料を連動させることは困難であり、運搬経費については、別で委託料の中での検討とし、据え置き。 3年毎見直しで検討する。	H30 据え置き		
53	手数料	自立支援ホームヘルプサービス手数料	保健福祉	介護保険制度の利用料金とほぼ同一で、管内における利用者負担と比べ平均的であり、改正見送る。	H25 据え置き	据置	介護保険法の改正により、H29から新たな制度が導入され、従来の該当者のほとんどが新制度でフォローアップ可能な体制となった。よって、今後の利用者の増加も見込めないため、今回は据置とし、事業自体の見直しについて検討していく。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
54	手数料	生きがいデイサービス事業手数料	保健福祉	介護保険制度の利用料金とほぼ同一で、管内における利用者負担と比べ平均的であり、改正見送る。	H25 据え置き	据置	介護保険法の改正により、H29から新たな制度が導入され、従来の該当者のほとんどが新制度でフォローアップ可能な体制となった。よって、今後の利用者の増加も見込めないため、今回は据置とし、事業自体の見直しについて検討していく。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
55	手数料	高齢者等の生活支援・生きがい活動支援(給食サービス)手数料	保健福祉	介護保険制度の利用料金とほぼ同一で、管内における利用者負担と比べ平均的であり、改正見送る。	H25 据え置き	据置	併当代は税込みでの委託のため、増税の影響なし。人件費・燃料費等の物価上昇は考えられるが、料金改定の直接的な要因はないと考える。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25~31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
56	手数料	高齢者等短期入所事業手数料	保健福祉	介護保険制度、短期入所利用料を参考に設定し、H24介護保険制度改正において値上げていない。管内における利用者負担と比べ平均的であること等から改正見送り。	H25 据え置き	据置	元々介護保険のショートステイの自己負担額を参考に設定してきたが、介護保険制度の改正が目まぐるしく、現在の料金設定については根拠に乏しいのが実情。消費税等の影響も少ないため、今回は据置とする。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
57	手数料	授精牛捕獲手数料	農林	管内で一番の料金設定となっている。	H25 据え置き	据置	管内では1番高い状況であるため、据え置きとする。
				管内で上位の料金設定である。3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
58	手数料	土地現況証明手数料 農地台帳閲覧手数料 農地台帳記録事項要約書交付手数料	農業委員会	管内状況から据え置く。	H25 据え置き	据置	固定資産課税台帳記載事項証明の手数料や、法務省において規定されている閲覧・登記要約書における登記手数料に準じており、近隣町にも改定の予定はないため据置とする。
				3年毎見直し(次回平成28年度)で検討する。	H26 据え置き		
				農地法の改正に伴う農地台帳の公表に伴い、閲覧用農地台帳の閲覧手数料と農地台帳記録事項要約書交付手数料の新設した。	H27 新設		

使用料等改正検討項目一覧(庁内検討結果一覧)

番号	使用料等区分	使用料等の名称	担当課	これまでの検討状況(H25～31)		R2使用料等 庁内検討結果	
				内容	備考	方針	判断理由等
行政財産使用料に関連するもの(財産収入)	貸付住宅貸付料	建設	居住用住宅貸付は非課税であり、行政財産使用料条例の算出式のうち「100分の105を乗じ」の部分を除いて準用しており、据え置き。	H26 据え置き	据置	行政財産使用料条例を準用しているため、据置とする。	
	教員住宅貸付料 英語指導助手住宅貸付料	学校教育	居住用住宅貸付は非課税であり、清水町公宅及び公宅貸付料条例に基づく公宅料の基準(総事業費÷耐用年数×調整率)で算出。老朽化の進行、教員の福利厚生面、地元居住を考慮し、据え置き。	H26 据え置き	据置	公宅貸付料条例に基づく基準により算出。老朽化の進行、教員の福利厚生面、地元住居を考慮し据置。	
	移住体験用住宅利用料	商工	使用料等改正の検討結果(全体として3年毎直し、消費税3%増に伴う使用料改正は行政財産目的外使用など極一部に限定)を考慮するとともに、更なる利用促進のためH27年度まで据え置き。	H26 据え置き	改正	使用料1日分について、前回据置分を含め5%引き上げ。 また、従来個別に灯油代を徴収していたが、現行の光熱水費に冬季暖房料として加算する。 (住宅賃料)560円/日⇒590円/日(+30円) (光熱水費(冬季)) 6日以下 580円/日⇒930円/日(+350円) 7日～14日 4,000円⇒6,500円(+2,500円) 15日～1ヶ月 8,000円⇒13,000円(+5,000円)	